

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

茨城県知事（以下「甲」という。）と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（以下「医療措置協定」という。）を締結する別紙「協定締結医療機関（訪問看護事業所）一覧」に記載の医療機関（訪問看護事業所）の管理者（以下、各医療機関（訪問看護事業所）を個別に「乙」という。）、乙から医療措置協定の締結及び更新に関する権限の委任を受けた一般社団法人茨城県訪問看護事業協議会会長（とりまとめ機関、以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、感染症の特性や各医療機関（訪問看護事業所）の体制を踏まえ、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう必要な範囲で要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察（訪問看護）に係る医療措置を講ずるものとする。なお、対応の内容は別紙記載のとおりとする。

対応時期 （ 目 途 ）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	別紙記載のとおり

（措置に要する費用の負担）

第4条 前条に基づく措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第5条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を

得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新型コロナウイルス感染症における医療提供体制を参考として、必要な医療提供体制を確保することが基本となるが、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

- 第6条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

- 第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく措置を行うことができるものとする。

(個人情報保護)

- 第8条 丙は、本協定に関し個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。この協定が終了した場合等についても同様とする。

(協定の実施状況等の報告)

- 第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該訪問看護事業所の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MISなど）により報告を行うよう努めるものとする。

(平時における準備)

- 第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。
- 一 乙の訪問看護事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する訪問看護事業所向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
 - 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の訪問看護事業所において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の訪問看護事業所における対応の流れを点検すること。

(丙の役割)

第11条 丙は、乙から医療措置協定の締結に関する権限の委任を受けるに当たり、乙の申請に基づき甲がとりまとめた文書により、乙が第3条及び前条に規定する措置等を講じることを確認する。

2 丙は、前項の確認結果に基づき別紙を作成し、適時に、甲に通知するものとする。

(医療措置協定の内容の通知)

第12条 甲は、丙から前条の通知を受けた場合において、内容が適正と認めるときは丙に対してその旨を通知し、丙は乙に対して当該協定の内容を共有するものとする。

(医療措置協定締結機関の更新)

第13条 丙は、本協定締結後に新たに他の医療機関（訪問看護事業所）から本協定の締結について、委任を受けた場合、第11条第1項の確認を行い、同条第2項の規定に基づき甲に通知する。

2 前項の通知を受けた甲が別段の異議を述べない限り、当該通知の日をもって、別紙の変更の効力が生じ、当該変更の対象である医療機関（訪問看護事業所）との間で、本協定の締結の効力が生じるものとする。

3 乙が特別な事情により本協定の解除をしようとするときは、甲に事前協議をするものとし、甲がその必要性を認める場合には、甲が乙及び丙に通知し、当該通知の日をもって、本協定の解除の効力が生じるものとする。

(疑義等の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲丙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和●年●●月●●日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 (別紙「協定締結医療機関一覧」に記載の
医療機関（訪問看護事業所）の管理者)

丙 茨城県水戸市緑町3丁目5番35号
一般社団法人茨城県訪問看護事業協議会
会長 ●● ●●

別記（第8条関係）

特約事項

1 協定締結者の責務

協定締結に係る事務を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、関係者の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

協定締結に係る事務を処理するため法人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

協定締結に係る事務を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、当該事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

協定締結に係る事務を処理するに当たり、情報の収集整理に当たっては、情報の守秘を義務付けるとともに、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。